

議案第 37 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 8 月 29 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市武道場を廃止したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年勝山市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<b>勝山市武道場</b>	<b>勝山市元町 1 丁目 19 番 5 号</b>		
勝山市庭球場	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号	勝山市庭球場	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号
勝山市長山公園グラウンド	勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号	勝山市長山公園グラウンド	勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号
勝山勤労青少年体育センター	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 13 号	勝山勤労青少年体育センター	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 13 号
勝山海洋センター	勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地	勝山海洋センター	勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地
あさひ公園多目的広場	勝山市旭毛屋町 1801 番地	あさひ公園多目的広場	勝山市旭毛屋町 1801 番地
弁天緑地グラウンド	勝山市 105 字(河川敷)	弁天緑地グラウンド	勝山市 105 字(河川敷)
長尾山総合公園クロスカントリーコース	勝山市村岡町寺尾第 51 号 11 番地	長尾山総合公園クロスカントリーコース	勝山市村岡町寺尾第 51 号 11 番地
勝山市体育館「ジオアリーナ」	勝山市昭和町 2 丁目 4 番 20 号	勝山市体育館「ジオアリーナ」	勝山市昭和町 2 丁目 4 番 20 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。